

1 事業者

名 称	JTECH 株式会社
代 表 者 氏 名	代表取締役 大出琴
法 人 所 在 地 (連 絡 先)	福岡県遠賀郡岡垣町 1 丁目 4 - 1 090-1167-3294/093-701-6038
法 人 設 立 年 月 日	令和 8 年 1 月 26 日

2 事業所の概要

事 業 所 の 名 称	指定児童発達支援・放課後等デイサービス 笑子
所 在 地	福岡県遠賀郡岡垣町 1 丁目 4 - 1
電 話 番 号 / F A X	090-1167-3294/093-701-6038
事 業 の 目 的	この規程は、JTECH 株式会社が開設する指定児童発達支援及び放課後等デイサービス（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するため、事業所の従事者が保護者及び障がい児に対し、適正な児童発達支援・放課後等デイサービスを提供することを目的とする。
運 営 方 針	事業所は、保護者及び障がい児の意向と特性を踏まえて通所支援計画を作成し、これに基づく支援を行い、その効果を継続的に評価する。また、子どもの意思・人格を尊重し、常に本人の立場に立った支援を行う。地域や家庭との連携を重視し、関係機関と協力しながら総合的な支援体制を整える。さらに、人権擁護や虐待防止のための体制整備や職員研修を実施し、関係法令を遵守して運営する。
事 業 所 の 通 常 の 事 業 実 施 地 域	遠賀郡・中間市・鞍手郡・宗像市
管 理 者	大出琴
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	大出琴
利 用 定 員	10 名
サ ー ビ ス の 主 たる 対 象 者	1 歳から 1 8 歳までの医療的ケアを必要としない身体・知的・精神・発達障がい児とその家庭。また受給者証のみを持つ児童とその家庭。
事 業 所 番 号	4056100367
開 設 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 日

3 営業日及びサービス提供時間

営 業 日	月曜日～土曜日 ※ただし、状況に応じて営業日を変更すること有り
営 業 時 間	8：00～17：00
サ ー ビ ス 提 供 時 間	10：00～16：00

4 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構 造	鉄骨造 1階建
敷 地 面 積	公簿 192.74 m ²
延 床 面 積	96.27 m ²

(2) 設備

設 備 の 種 類	部 屋 数	備 考
発 達 支 援 室	1 室	
静 養 室 兼 個 別 支 援 室	1 室	
相 談 室	1 室	
事 務 室	1 室	
便 所	1 室	
倉 庫	1 室	

5 職員体制

管 理 者	管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。	常勤 1名
児 童 発 達 管 理 責 任 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 適切な方法により、利用児童の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用児童及び保護者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、障がい児の発達を支援する上で適切な支援内容の検討を行う。 2 アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、保護者及び利用児童の生活に対する意向、総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、5領域を踏まえた支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成する。 3 個別支援計画の原案の内容を保護者及び利用児童に対し 	常勤 1名

	<p>て説明し、文書により保護者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を保護者に交付する。</p> <p>4 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用児童についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更をする。</p> <p>5 利用申込者の利用に際し、障がい児通所支援事業者等に対する照会等により、利用児童の心身の状況、事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握する。</p> <p>6 他の職員に対する技術指導及び助言を行う。</p>	
児童指導員又は保育士	児童指導員又は保育士は、指定児童発達支援の単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、専ら指定児童発達支援の提供に当たる。	2名以上 うち1名は常勤

6 提供するサービス内容と利用料金

(1) 個別支援計画とサービス内容

当事業所では5領域に基づき、利用児童の心身の状況と意向を把握したうえで「個別支援計画」を作成します。「個別支援計画」には区市町村が決定した支給量、支援の内容や目標、担当者などを記載しています。「個別支援計画」は利用児童や家族に事前に説明し同意をいただくとともに、利用児童の申し出によりいつでも見直すことができます。

【サービス内容】

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画の作成	利用児童の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計画を作成する。
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等を遊びの中で行う。
集団生活適応訓練	会話、レクリエーション、イベントの参加など地域との交流等を行う。
創作的活動	絵画、工作、園芸等を行う。
生活相談	利用児童及びその家族が希望する生活や利用児童の心身の状況等を把握して、適切な相談・助言・援助等を行う。
訪問支援	必要に応じて保護者の同意のもと利用児童宅を訪問し、適切な相談・助言・援助等を行う。
送迎サービス	希望により、事業所の所有する車両で利用児童の自宅又は園・学校と事業所との間の送迎を行う。

(2) 利用料金と支払方法

費用は、施設の規模や体制、追加サービスに応じて国で定められています。保護者は通常その1割を負担し、残りの9割は公費で負担されます。また上記サービスに対して支払われた障害児通所給付費は、当事業所が利用児童の委任により代理受領し、受給者証の記載内容に基づき利用料をお支払いいただきます。

※事業者が代理受領を行わない場合は、利用料が利用児童負担となります。この場合、「サービス利用明細書」を交付しますので、領収書を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。

【利用児童負担の月上限について】

1ヶ月あたりの月上限については、利用児童が属する世帯の収入に応じて月額上限が設定され、それを超えて負担する必要はありません。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

【その他の料金】

サービスの提供に要する下記の費用は、支援費支給の対象外になりますので、事前にお知らせをし、実費を徴収します。

内 容	料 金
おやつ代	1日/ 50円
活動費	(実費)円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用児童に負担させることが適当と認められるもの	(実費)円

【お支払方法】

上記の費用や実費に関しては、月末に清算し翌月の20日までにお知らせいたします。ご確認の上、翌月末日までに現金にてお支払いください。

【利用の中止・変更・追加】

利用児童は利用予定日の前に、個別支援計画で定めたサービスの利用を中止または変更することができます。また、市町村が決定した「支給量」及び当事業所の利用状況によっては、サービスを追加することができます。この場合は利用予定の前日までに当事業所に申し出てください。

※利用状況により、ご希望に添えないこともあります。その場合は他の利用可能日時を提示するなど必要な調整をいたします。

【キャンセル料】

急病により利用を予定していた日の前々日、前日または当日に欠席連絡をいただいた場合について電話等により利用児童の状況を確認し、次回利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、欠席時対応加算を算定させていただきます。

利用予定日までに連絡せずに利用を中止された場合は取り消し料として利用料の全額に相当する額をお支払いいただくことがあります。

7 サービス利用にあたっての留意事項

(1) 受給者証記載内容の確認

住所及び居宅、利用児童負担額、支給量、障がい支援区分など「受給者証」に変更があった場合は、速やかに当事業所までにお知らせください。

(2) 通所の原則

事業所への通所は、保護者の責任において、もしくは事業所による送迎サービスを行っております。保護者の方についても、季節行事等への場と一緒に参加していただく場合がございます。

(3) 感染症対策

利用児童がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを医師が診断した場合、医師の許可が出るまで事業所利用はできません。

(4) 貴重品の管理

貴重品は、自己の責任において管理していただきます。自己管理のできない場合は貴重品を事業所内に持ち込まないようお願いします。

(5) 設備・器具の利用

事業所内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

(6) その他

利用児童及びその家族は、サービスを利用するにあたって宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為など、ほかの利用児童又はその家族に迷惑行為を及ぼす恐れのある行為及び言動を行わないものとします。また、安全確保のための職員の指示に従うものとします。

8 利用児童及びその家族に関する記録や情報の管理・開示

当事業所では関係法令に基づいて、利用児童に関する記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。

なお、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、保護者の負担となります。

9 業務改善への取り組み

児童発達支援管理責任者は、事業所全体の業務改善の取り組みに積極的に関与し、事業所運営方針の設定や見直し、業務改善の目標設定とその振り返りをするため、年に1度以上の自己評価と保護者評価を実施し公表します。

10 秘密の保持

職員は業務上知り得た利用児童またその家族の秘密を保持します。また、事業者は職員であった者に業務上知り得た利用児童又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

11 緊急時の対応・協力医療機関

サービス提供中に利用児童の容態に急変があった場合は、救急車の要請及び主治医の医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【協力医療機関】

医療機関名	葉医院
医院長名	葉 倫建
医療機関所在地/電話番号	中間市垣生 179-6 / 093-243-2255

1 2 事故発生時の対応について

利用児童に対するサービスの提供により事故が発生した場合は福岡県、岡垣町役場等関係機関、利用児童の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、利用児童に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

当事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損保ジャパン株式会社
保険の名称	ビジネスマスター・プラス
補償の概要	対人・対物事故補償・財物の破損

1 3 非常災害時の対策

サービスの提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、職員は利用児童の避難等適切な措置を講じます。

事業者は非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、避難経路及び関係機関への通報及び連絡体制を整備するものとします。また、非常災害に備えるため、避難、救出、その他必要な訓練を定期的に行うものとします。

1 4 虐待の防止について

事業所は、利用児童等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

(1) 当事業所の虐待防止に関する担当者及び責任者

虐待防止に関する担当者	保育士 長沼郁美
虐待防止に関する責任者	児童発達支援管理責任者兼管理者 大出琴

事業所の従業者は、利用児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条各号に掲げる行為、その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしません。

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(4) 危険な状態が切迫しており、ほかに方法がないときに、一時的に身体拘束を行うことがあります。

1 5 苦情の受付

【当事業所の苦情・相談窓口】

常設窓口	苦情窓口担当者	長沼郁美	090-2712-6700
	苦情解決責任者	大出琴	090-1167-3294
受付時間	月曜日～土曜日	8：00～17：00	

【行政機関その他の苦情受付機関】

●岡垣町福祉課障がい者支援係

住所	遠賀郡岡垣町野間1丁目1-1（岡垣町役場本館2階）
電話番号	093-282-1211（代表） 093-282-1299（FAX）
受付時間	月曜日～金曜日 9：00～17：00

●福岡県運営適正化委員会

担当部署	福岡県春日市原町3丁目1-7 福岡県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正委員会事務局
電話番号	092-915-3511 092-584-3790（FAX）
受付時間	月曜日～金曜日 9：00～17：00

16 自動車を運行する場合の所在の確認について

事業所は、送迎時や利用児童の事業所外での活動、取り組みのための移動、その他の利用児童の移動のために自動車を運行する際は、利用児童の乗車及び降車の際に点呼その他の利用児童の所在を確実に把握することができる方法により、利用児童の所在を確認いたします。

また利用児童の送迎を目的とした自動車（運転者及びこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた、前抜き座席階の座席を有しないもの、その他利用の態様を勘案して、これと同程度に利用児童の見落としの恐れが少ないと認められるものを除く）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の利用児童の見落としを防止する設備を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用児童の降車の際に限る）を行います。